

## ホームページ・メール運営利用細則

### 第1条 目的

早良ニュータウン自治会の活動を充実し円滑に発展させていく為に、自治会関連の情報発信の手段・方法としてホームページ・メールを活用することを目的とする。

1. 自治会の交流や活動をさかんにし、豊かなコミュニティを育てる。
2. 自治会活動の予定や報告を周知させる。
3. 情報を提供し、安全で快適な暮らしをサポートする。

### 第2条 管理運営

自治会長が任命する委員によって構成された「ホームページ・メール利用委員会（以下「HP委員会」という）により管理運営する。

1. HP委員会は、事務局長と書記を含む若干名で構成する。
2. HP委員会は、ホームページ・メール利用の管理・保守等を行う。
3. 運営内容は、役員会に報告する。

### 第3条 ホームページ掲載内容

1. 会長挨拶
2. 規約・細則・その他の取り決め事項
3. 行事予定表
4. 案内・お知らせ・報告など
5. その他、役員が必要と認めた事項

### 第4条 メールの利用

1. 迅速で効率的な連絡を行う為に、メール（PC・携帯）を利用する。
2. 自治会役員等は、メールの利用ができない場合やその使用を拒否する場合を除き、メール（PC・携帯）アドレスを事務局へ届ける。
3. 各自、携帯でパソコンからのメールを受信出来るように設定する。

### 第5条 個人情報の保護

知り得た個人情報（氏名・住所・電話番号・年齢・メールアドレス・顔写真等）は目的以外使用や漏えいをしてはならない。

個人情報が明らかにされるものは掲載しない。但し、以下にあげる事項を除く。

1. 活動・表彰・受賞などの紹介として、氏名や写真を掲載する場合（該当者の事前承認を得られた場合のみ）
2. 行事のスナップ写真（個人の特定ができないもの）

第6条 免責事項

本ホームページを閲覧したことにより発生した一切の損害および第三者に与えた一切の損害については、当委員会及び自治会はいかなる責任も負わない。

第7条 改廃

この細則の改廃は、役員会の発議により総会での決定でもっておこなう。

附則 この細則は、平成26年4月1日から実施する。